

Q7-6.付帯税について教えてください。

1. 申告延滞金

納税義務者が納付期限内に確定申告をしなかった場合で、税務当局の延滞通知書を受けてから15日以内に確定申告を行った場合、その納税額の10%の申告延滞金が徴収されます(ただし、この延滞金は1,500元以上3万円以下)。

2. 申告加算金

納税義務者が納付期限内に確定申告をしなかった場合で、税務当局の延滞通知書を受けてから15日を超えても申告を行わなかった場合、納付すべき税額の20%の申告過怠金が徴収されます(ただし、この延滞金は4,500元以上9万円以下)。

3. 納付延滞金および延滞利息

納税義務者が規定の期限を超過してから税額、申告延滞金および申告過怠金を納付する場合、期限を2日超える毎に滞納した金額の1%を延滞金として徴収されます。なお、期限を30日過ぎてもまだ納付していない場合、強制執行のために税務当局から裁判所に事案が移送されます。

これらの納付すべき税額、申告延滞金、申告過怠金、および滞納金について、期限到来の翌日から納税義務者が納付する日まで規定の利率(郵便貯金の1年物定期貯金の固定利率)に基づく利息が日割で計算され併せて徴収されます。

4. 過料

申告漏れまたは過少申告があった場合、申告漏れ額の2倍以下の過料が科されます。

確定申告を怠り、しかも税務当局の調査により課税されるべき所得額が発見された場合、規定により納付すべき追徴税額を決定し、追徴税額の3倍以下の過料が科されます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。